

ねんきんだより 学生納付特例制度のご案内

問合せ 熊谷年金事務所 ☎048-522-5012
保険健康課 保険年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

日本国内に住む全ての方は20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生は申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

対象者は前年の所得が一定以下の学生で、大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校(修業年限が1年以上の課程)に在学する方です。ただし、学生納付特例の承認を受けた期間は年金額に反映されません。10年以内であれば保険料をさかのぼって納付(追納)することができ、将来受け取る年金額を増額できます。学生納付特例の承認を受けてから年数が経過し追納する場合には、承認を受けた当時の保険料に加算額が上乗せされます。追納を希望する場合には早めがお勧めです。

【申請方法・場所】

- マイナンバーカードを利用した電子申請
- 住所登録している市(区)役所・町役場の国民年金担当窓口
- お近くの年金事務所

【申請に必要な添付書類】

- 学生等であることまたは学生等であったことを証明する書類
- 在学期間がわかる在学証明書の原本または学生証の写し(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む)など

熊谷年金事務所 相談予約受付専用番号☎0570-05-4890

年金事務所の相談窓口は非常に混雑しています。事前予約をお願いします。

自転車乗車用ヘルメット購入費の一部を補助します

問合せ 防災環境課 防災担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

自転車利用者は、自転車乗車用ヘルメットの着用が義務化されています。自転車に乗る際は「命を守る乗車用ヘルメット」を必ず着用しましょう。

【補助対象ヘルメット】

SG基準などの安全基準を満たした自転車乗車用ヘルメット

※安全基準を満たしていないヘルメットは補助対象外です。必ず確認のうえ購入をお願いします。

【補助対象者】

町内に住所を有する方で、補助対象者とその世帯員に町税等の滞納がない方

補助対象ヘルメット購入者1人につき1回限り(同一世帯の方が着用するヘルメットを購入した場合も対象)

※町内の小学校・中学校に在学する方は補助の対象外です。

【補助金額】

補助対象ヘルメット1個の購入費用(配送料を除く、上限2,000円) ※予算額に達し次第、受付は終了

【注意点】

- 購入から1年以内に申請するものに限りです。
- 申請書類や詳細は、町ホームページをご覧ください。
- 自転車乗車用ヘルメット購入費の一部補助は令和9年3月31日で終了します。補助を受ける場合は、必ず期限前に請求してください。



町ホームページ

令和8年度 個人住民税のお知らせ

問合せ 税務課 町民税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

個人住民税(町民税・県民税)は、前年(令和7年)中の所得を基に計算されます。令和8年1月1日現在で、神川町に居住している方が課税の対象です。

給与特別徴収の納税通知書は5月中旬にお勤めの事業所へ、普通徴収の納税通知書は6月上旬に納税義務者へ郵送します。

申告書等の内容を確認・訂正する必要があります

正しい課税を行うため、提出された給与支払報告書や申告書等の内容を確認し、次のような場合には訂正して住民税を課税します。

- 所得超過等の理由により、本来扶養にとれない方を扶養控除対象としている場合
- 各控除で、条件に当てはまらない控除を計上している場合
- 計算誤りや記載の不備があった場合
- 申告書の給与や年金の金額が、町に届いている給与支払報告書や公的年金等支払報告書の金額と異なっている場合
- その他、課税する上で何らかの訂正が必要な場合

令和8年度(令和7年分)所得・課税証明書等は6月9日(火)から交付します

証明書を交付できる方は、以下に該当する方です。

- 町民税・県民税の申告をした方
- 所得税の確定申告をした方
- 給与支払報告書が勤務先から町へ提出されている方
- 年金の支払報告書が町へ提出されている方

上記に該当しない方は証明書を交付することはできません。先に町民税・県民税の申告をしてください。

申告の内容や時期によっては証明書等の発行まで2か月程度かかる場合があります。令和7年中に収入がなかった方、遺族・障害年金のみの収入の方、扶養家族になっている方も、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料の正しい計算や減免・軽減措置を受けるために申告が必要になることがあります。

マイナンバーカードを使用してコンビニのマルチコピー機から各種証明書を取得することも可能です。詳しくは町ホームページをご覧ください。※6月8日(月)は終日メンテナンスのため利用できません。



町ホームページ
(コンビニ交付)

納付方法

【普通徴収】

主に自営業の方や会社を退職した方などが対象です。6月・8月・10月・翌年1月の年4回に分けて、納付書または口座振替により納付する方法です。

※コンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリからでも納付できます。詳しくは町のホームページをご覧ください。

【給与からの特別徴収】

事業主が毎月の給与(年12回)から、対象者の個人住民税を差し引いて納付する方法です。

【年金からの特別徴収】

4月1日現在で65歳以上の公的年金受給者のうち、一定の要件を満たす方は個人住民税が年金から差し引かれます。



町ホームページ
(支払方法・納期)